

社会福祉法人たいよう福祉会

たいよう SOCIO センター 就労定着支援事業



〒945-0045 柏崎豊町3番5号 TEL0257-24-0690

就労定着支援事業とは…



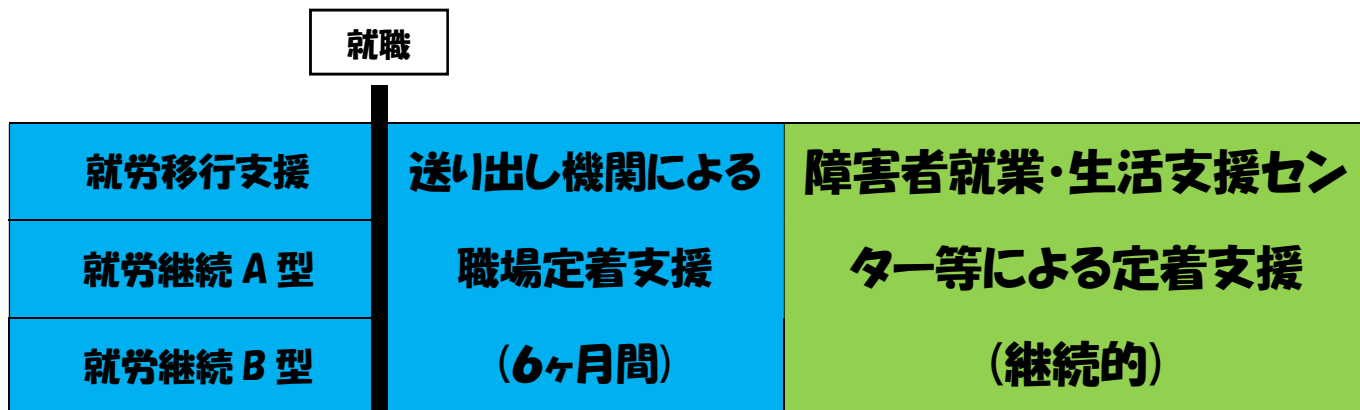
就労定着支援事業

就労定着支援事業とは、平成30年10月1日から開始する障害福祉サービスの1つです。障害福祉サービス事業所(就労移行支援事業所等)のサービスを利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う日常生活及び社会生活上の支援ニーズに対応できるよう、企業・関係機関・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うサービスです。サービスの利用期間は最大で3年間です。

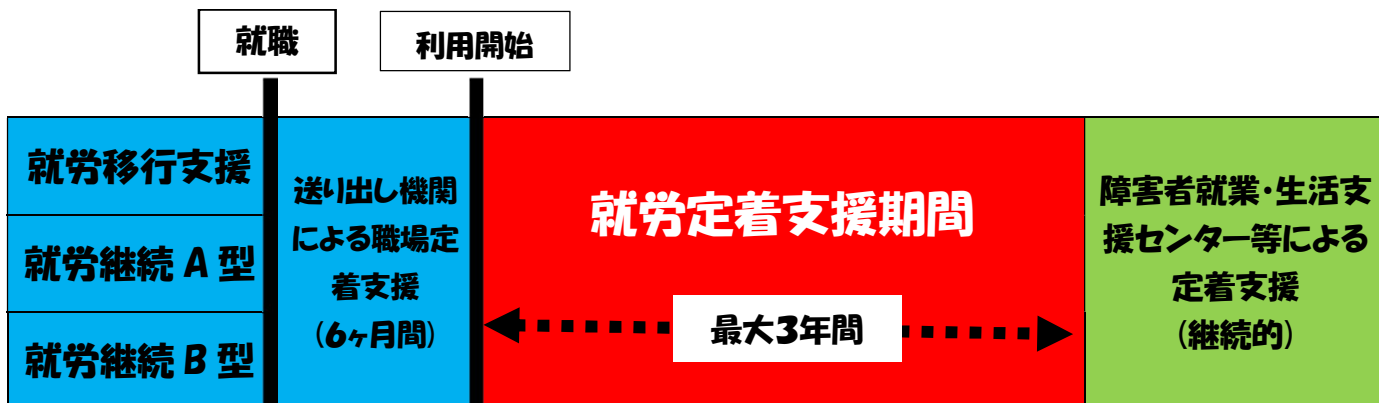
サービスの利用期間: 最大3年間

サービス利用開始時期

《定着支援事業サービス開始前の流れ》



《定着支援事業サービス開始後の流れ》※平成30年10月1日以降



就労定着支援事業

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている方。
- 就労を継続している期間が**6月以上42月未満**の方。

支援内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
※利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行うとともに、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

関係機関

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所 (A型・B型)
生活介護
自立訓練

・障害者就業・生活支援センター
・障害者職業センター
・医療機関
・社会福祉協議会 等

・遅刻や欠勤の増加
・身だしなみの乱れ
・薬の飲み忘れ
・正確な作業遂行ができない
・職場でのコミュニケーション 等

一般就労へ移行(就職)



① 相談による
課題把握

② 連絡調整

③ 必要な支援

② 連絡調整

就労定着支援事業所